資料２－１

第２号議案　広島市地域公共交通計画の一部改定について

１　広島市地域公共交通計画（本体）の変更について【資料２－２】

（変更箇所・理由）

補助対象路線の追加（P83）

「８　地域公共交通確保維持事業の補助対象路線等一覧」に、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、令和８年 11 月 ４日から本格運行を開始する安佐北区山倉地区に係る内容を追加する。

２　広島市地域公共交通計画「別紙」の変更（第１回変更）について【資料２－３】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和９年度計画（計画期間：令和８年１０月～令和９年９月））の変更について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る変更申請手続において、当協議会の承認が必要とされているものである。

（変更箇所・理由）

①　１　地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）について　⑴～⑷（P1～3）

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、令和８年 11 月 ４日から本格運行を開始する安佐北区山倉地区に係る内容を追加する。

②　会議の開催状況と主な議論について（P5）

時点修正を行う。

なお、本変更については、先立って開催された本協議会の陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料２－４】参照）。